第 4284 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2011年)$ 平成23年 7月 19日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ♀ 電力需給資金融資制度

A:次のような制度になっています。 【解説】

独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)では、電力需給対策に係る都道府県と協調して行っている施設・設備資金の貸付(高度化貸付)について、貸付条件の緩和等の拡充措置を講じています。

概要は次のとおりです。

## (1)対象事業

- ①中小企業組合の組合員が、高度化貸付事業 (工場団地や商店街整備等)に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する 場合、又は組合が設備を導入して組合員に リースする場合
- ②中小企業組合が、省エネ・新エネ・自家発 電等の共同設備を導入する場合

## (2)貸付条件

- ・金利:1.05%(平成23年度の場合)
- ・貸付期間:20年以内(据置期間5年以内)
- ・自己負担:貸付対象経費の1%又は10万円 のいずれか低い額

(都道府県は貸付対象経費の1%又は100万円のいずれか低い額を負担)

担保等:担保及び連帯保証

## (3) 実施期間

平成26年3月末まで







